

令和3年 第11回 加賀市農業委員会定例総会

令和3年11月25日(木)

開会（午後1時27分）

宮下事務局長

ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。
令和3年第11回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち11名の出席を頂いております。

また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を17日に池端委員、永田委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。

先日19日に行われました石川県農業委員大会に出席した皆さん、お疲れ様でした。今大会には400名程出席したということです。加賀市からは12名出席しました。皆さん忙しいと思いますが、今後ともそういった活動への参加をお願いいたします。

能登で世界農業遺産国際会議2021が開催されます。これは10年前に能登里山里海が世界農業遺産に認定された経緯があります。認定後、多くの企業が能登の農業へ参入、耕作放棄地解消、地域の開発が行われています。加賀地区においても、農林漁業、もの作り、観光業等が盛んになっています。

	加賀地区でも国際会議が開催されることを願い、努めて行ければと思います。
--	-------------------------------------

議事録署名員の指名	
------------------	--

議長（中村会長）	まず初めに、議事録署名員の指名をいたします。 5番 中野委員、6番 中出委員を指名します。
----------	--

議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
--	--

議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（田町）	説明させていただきます。議案書は 1 ページから 2 ページです。資料 1 の位置図は 1 ページ、資料 2 の調査書は 1 ページです。併せてご覧ください。案件は 1 件です。 <div style="background-color: black; width: 200px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。 譲受人の経営面積は 170 アールで、主に水稻の作付けをしておりますが、近隣の集落の者が所有する蓮の栽培をしている水田を、相手方の要望により取得するものです。所有者は病気による体調不良で耕作が困難になったため、このまま蓮の栽培を承継してほしいとの思いで、水田のある集落に居住している譲受人に農地を譲渡するものです。この案件は資料 2 の 1 ページの調査書の通り、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)

議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

議案第 47 号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議長（中村会長）	次に、議案第 47 号 農用地利用集積計画(案)の決定についてですが、私の案件が含まれていますので、議長の職を大家職務代理に行っていただきます。 — 中村会長が自席に付く — — 大家職務代理が議長席に付く —
議長(大家職務理)	それでは、会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 整理番号 2 番の案件については、中村会長が議事参与の制限の規定に該当しますので、この案件について発言及び表決を控えて下さい。
事務局（中島）	それでは、事務局から説明してください。 はい。議案第 47 号 農用地利用集積計画(案)の決定についてお諮りいたします。議案書の 3 ページから資料は 2 ページです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。 今月の申請は利用権の更新（再設定）が 2 件と移転が 1 件で、合計 36,195 m ² の集積計画案です。いずれも年金関係による設定期間の延長及び受け手が変更によるものでございます。 以上この 3 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、

議長(大家職務理)	<p>適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長(大家職務理)	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 47 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、まず、整理番号 1 番及び 3 番の案件について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長(大家職務理)	<p>全会一致により、適切と認めます。</p> <p>次に、整理番号 2 番の案件について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長(大家職務理)	<p>全会一致により、適切と認めます。</p> <p>議案第 47 号の審議が終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p> <p>— 大家職務代理が自席に付く—</p> <p>— 中村会長が議長席に付く—</p>

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長(中村会長)	<p>次に、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、池端委員から報告をお願いします。</p>
池端委員	<p>報告いたします。去る 11 月 17 日に私と永田委員、事務局職員 2 名、計 4 名で現地確認調査を行いました。位置図の資料 1 は 2 ページから 10 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は隣地境界に擁壁を設置し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番は隣地境界に擁壁を設置し、生活排水は浄化槽で処理</p>

しており手狭なため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は■■■■■にあり、田、面積493㎡、転用目的は貸駐車場及び貸資材置場建設です。譲受人は申請地の隣接地で清掃、再生資源回収業を営んでいる会社の役員であり、不足している6台分の駐車場と資材置場を建設して、会社に使用貸借するものです。資材置場には主に菓子製造店や漆器製造店から委託された空の一斗缶やビン類、段ボールなどを回収し、美化センターに運搬するまでの間一定量を置くもので、周辺住民への環境影響は少ないとのこと。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は■■■■■にあり、田、面積213㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は住宅が老朽化したため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は■■■■■にあり、田、面積324㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は■■■■市内で仕事をしていますが、近いうちに加賀市内に転勤するため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

6番は■■■■■にあり、畑、面積306㎡、転用目的は動物病院の建設です。譲受人は新しい獣医医療を学ぶため単身で東京の獣医病院に勤めていますが、この度、夫の地元に戻り夫の親から申請地を使用貸借して動物病院を開業するもの

<p>議長（中村会長）</p> <p>中出委員</p> <p>事務局（幸松）</p>	<p>です。申請地は農地の拡がりが 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、集落に接続していること、譲受人が地元に住居するため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>7番は■■■■■にあり、田 2 筆、面積計 1,351 m²、転用目的は宅地造成です。譲受人は建設業及び不動産業を営んでおり、申請地を購入して住宅地 5 区画を造成して販売するものです。申請地は近隣商業地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>8番は■■■■■にあり、田、面積 238 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は結婚を機に、実家のはす向かいの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は第一種住居地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>9番は■■■■■にあり、田、面積 400 m²、転用目的は倉庫建設です。譲受人は申請地の隣接地で空調設備工事業を営んでいますが、経営規模拡大により資材を保管する倉庫が不足しているため、申請地を購入して倉庫を建設するものです。申請地は農地の拡がりが 10ha 以上の農地の一部であることから第 1 種農地と判断されますが、集落に接続していること、譲受人が地元の事業者であるため、許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>3 番の案件ですが、周辺住民への環境影響は少ないと言われましたが、多少はあるのですか。</p> <p>多少の音が出るとはありますが、臭い等はないということです。</p>
--	---

田端委員	このような案件が出たとき、周囲住民への配慮をしているのですか。
事務局（幸松）	許可申請において、周辺住民の同意は必要ありません。生産組合長の同意書があれば、許可申請ができます。
大家職務代理	現地の写真を見ると、既に埋め立てがしてあります。始末書は取っているのですか。
事務局（幸松）	始末書は取っていません。申請前、道路際に小屋がありましたが取壊しをした際に、整地のため申請地全体に薄く砂を入れたようです。
田端委員	許可前に砂を入れることは、事前着工になると思います。
中池委員	整地目的なら畑にもなるので、始末書まで必要ないと思います。
議長（中村会長）	申請代理人には、事前着工をしないよう指導してください。色々ご意見が出ましたが、始末書を出させてください。
事務局（幸松）	了解しました。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。
議案第49号 非農地証明願について	
議長（中村会長）	次に、議案第49号 非農地証明願について事前に現地確認調査を行っていますので、池端委員から報告をお願いします。
池端委員	<p>それでは報告します。位置図の資料1は11ページを併せてご覧ください。</p> <p>現況は山林であり、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（幸松）</p>	<p>それでは、事務局から説明してください。 議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は11ページを併せてご覧ください。 この案件は、XXXXXXXXXXにあり、田1筆、畑19筆、面積計29,209㎡です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和30年頃まで当地区に居住しており、申請地を耕作していましたが、当地区から引越して以降は耕作されていません。現況は山林になっており、農地として復旧が著しく困難で農地の状態にないと考えます。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第49号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

報告第19号 1・1・1運動の報告について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告第19号1・1・1運動について、報告のある方は挙手をお願いします。 (委員からの報告なし)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>なければ、私の方から報告します。11月8日日常設審議委員会があり、報告案件全て許可相当ということです。以上です。 その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>

事務連絡

宮下事務局長

(その他資料(資料3)当面の日程のみを説明)

(活動実績を報告)

議長(中村会長)

ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和3年第11回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会(午後14時21分)